

うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りについて

平成18年11月29日財関第1467号

標記の件について、水産庁長官から別添のとおり、税関における密輸出に対する取締強化の要請がなされたことから、税関においては当該要請を踏まえ、うなぎの稚魚が不正に輸出されることのないよう下記により厳正に対処されたい。

記

1. 輸出通関における取締りの徹底

うなぎの稚魚の輸出については、輸出貿易管理令に基づき、年間を通じて経済産業大臣の承認が必要とされ、特に12月1日から翌4月30日までの間は、原則として当該承認は行わないこととされているが、当該輸出規制にもかかわらず、例年、密輸出しようとする事犯が散見されているところである。税関においては、うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りを一層強化することとし、特に、航空機旅客の携帯品を利用した密輸出や商業貨物における品名詐称による密輸出に対する取締りを徹底すること。

2. 関係省庁等との緊密な連携

本省においては、水産庁をはじめ関係省庁等との情報交換を密にし、不正輸出に関する情報を入手した際は、税関に対して適時に通報する。税関においても、関係機関との緊密な情報交換及び連携、並びに通関業者、空港警備会社等からの情報収集について、一層の充実に努めるとともに、収集した情報については、本省及び税関間での共有化を図ること。

3. 違法行為に対する厳正な処置

上記1及び2により水際取締りの徹底に努めるとともに、違法行為を発見した場合の処置については、同種事犯の再発防止の観点等から、背後関係等を含めた事実関係の徹底した解明に努めたうえ、本省と密接に協議しつつ、厳正に対処すること。

別添

平成 18 年 11 月 29 日 18 水推第 1203 号

財務省関税局長殿

水産庁長官

うなぎ稚魚密輸出の取締りの強化について

うなぎ稚魚について資源保護の観点から、漁業法及び水産資源保護法に基づいて定められた都道府県の漁業調整規則により採捕を禁止するとともに、増養殖用種苗の供給及び試験研究のために行う者に限り、期間、漁法や採捕量等を定めて、都府県知事が特別に採捕を許可（以下、特別採捕許可という。）しているところである。

こうしたうなぎ資源の保護に関する措置に対応して、現在13グラム以下のうなぎ稚魚の輸出については、輸出貿易管理令に基づき各年12月1日から翌年4月30日までの間は、原則輸出を承認しない扱いとなっているところである。

このようなうなぎ稚魚の輸出に関する制度を踏まえ、うなぎ稚魚の密輸出については各税関において取締りを行って頂いるとことである。

近年、うなぎ稚魚の採捕量が減少傾向にあるなど、その資源状態が悪化しているとみられ、特別採捕許可制度によるうなぎ資源の保護の必要性が一層高まっている状況にある。

今漁期はうなぎ稚魚の来遊が昨年漁期ほどではないが、平年並みの来遊が予想されることもあり、引き続きうなぎ稚魚の密輸出が行われることが懸念されるところである。

当庁においても、うなぎ業界等との協力のもと密輸出に関する情報を貴局に対し提供して参る所存であるので、貴職おかげでは、うなぎ稚魚の密輸出に対する取締りを強化して頂くようお願いする。